

令和 7 年 9 月 2 9 日

中部地方整備局 用地部

「土地」は貴重な資源です。土地について考えましょう。

～ 10月は「土地月間」です。土地の制度に関するPRを行います～

1. 実施概要

(1) 期 間 令和 7 年 1 0 月 1 日 (水) ～ 1 0 月 3 1 日 (金)

- (2) 実施内容
- ・名古屋合同庁舎 2 号館 1 階東側待合室にて土地の制度に関するパネル展示、デジタルサイネージによる動画紹介 (※動画の詳細については別紙参照)
 - ・中部地方整備局用地部HPにて土地に関する制度紹介

2. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

※取材について 現地取材を希望される報道機関におかれましては、下記まで事前連絡をお願いします。
また、写真の提供も可能です。

問い合わせ先	用地部	用地企画課	課長補佐	寺脇 広和 (地籍整備関係)
		用地企画課	課長補佐	可知 治 (土地政策関係)
		電話番号	052-953-8105 (直通)	

【参考：「土地月間」の概要】

国土交通省では、毎年１０月を「土地月間」と定め、地方公共団体や土地関係団体等とも連携し、全国で『土地』に関連するテーマの講演会や無料相談会などを集中的に実施します。

土地は、私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤であり、貴重な資源です。土地基本法においても、土地所有者の責務として、適正な土地の利用及び管理並びに取引を行うことなどが設けられています。

国土交通省では、国民の皆様が、今一度、身近な土地について考え、土地の制度に関する理解を深めていただけるきっかけとなるよう、１０月を「土地月間」と定め、広報活動等を展開していきます。

<国土交通省 HP リンク先>

[土地：土地月間・土地の日・国土交通省](#)

地籍調査と土地政策の広報動画を作成しました！

～現在放映中の動画紹介～

地籍調査

放映期間：10月1日～10月15日

1. わたしの街の地籍調査（06分44秒）

- ・地籍調査の内容、意義をわかりやすく解説
- ・災害からの復興に地籍調査を役立てた自治体へのインタビュー入り

2. 地籍調査を実施します（08分01秒）

- ・地籍調査のメリット、地籍調査の進め方をわかりやすく解説
- ・土地境界のみなし確認制度、筆界案の公告制度の紹介

3. 地籍調査を実施します ～街区境界調査～（02分31秒）

- ・街区境界調査の対象となった土地所有者向け
- ・道路や水路等と接する土地を調査、内容をわかりやすく解説

4. 地籍調査を実施します ～航測法～（02分49秒）

- ・航測法による地籍調査の対象となった土地所有者向け

放映期間：10月16日～10月31日

土地政策

1. 土地政策の動き（05分38秒）

- ・国土の課題と国等の取り組みを紹介します。

2. 所有者不明土地法（04分23秒）

- ・「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の法制度について、ご説明します。



土地政策のイメージキャラクター
とちーた



地籍チャンネル(youtube)でも公開中
<https://www.youtube.com/@chiseki-seibi-ka>



10月は土地月間



土地政策イメージキャラクター
とちーた



10月1日は「土地の日」です

どうして10月1日は
土地の日なんだろう？



令和7年

「土地月間」作品コンテスト
イラスト部門
受賞作品

大賞

イラスト
作者/ 縄 乃々香さん(小学6年生)
【北海道】



イラスト
作者/半田 夏光さん
【山口県】

優秀賞



子ども
特別賞

イラスト
作者/脇 玲美奈さん
(小学5年生)【静岡県】



とちーた賞
イラスト
作者/大西 美沙さん
【愛知県】

トウキツネ賞

イラスト
作者/脇 久美子さん
【静岡県】



日本司法書士会連合会
公式キャラクター
しほ〜しし®

地籍の匠賞

イラスト
作者/原田 莉帆さん
(小学6年生)【愛知県】

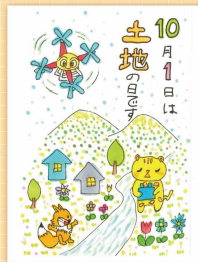


不動産登記推進
イメージキャラクター
トウキツネ



チカコウジくん賞

イラスト
作者/衛藤 真央さん
【大分県】



土地を測りま賞

イラスト
作者/山中 祐輝さん
【愛知県】



「測量の日」キャラクター
マッピーくん

令和7年「土地月間」作品コンテスト エッセイ部門受賞作品

- 大賞** 若狭 早さん 小学校2年生【愛媛県】「土地のバトン」
- 優秀賞** 筒井 優子さん【千葉県】「片道二時間の履歴書」
- 子ども特別賞** 宮田 心夏さん 小学6年生【東京都】「土地の管理-林業から考えた-」

※エッセイ部門の受賞作品は国土交通省ホームページからご覧いただけます。

国土交通省
ホームページ



このほかに10月を「住生活月間」と定め、住生活に
関わる情報も提供しています。

10月は住生活月間

主催:国土交通省・地方公共団体・住生活月間実行委員会

主催 国土交通省 協力 法務省 地方公共団体 土地関係団体

土地関係団体(公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会/公益社団法人 全国国土調査協会/公益財団法人 不動産流通推進センター/一般社団法人 日本国土調査測量協会
一般社団法人 建設広報協会/一般社団法人 全国測量設計業協会連合会/一般財団法人 土地総合研究所/一般財団法人 都市農地活用支援センター
一般財団法人 日本不動産研究所/一般財団法人 土地情報センター/一般財団法人 都市みらい推進機構/一般財団法人 不動産適正取引推進機構)

土地月間 実施要項

(目的)

第1条 国土交通省は、様々な土地の制度に関する国民の理解を深めるため、毎年10月を「土地月間」と定める。

(活動内容)

第2条 国土交通省及び土地関係団体は、「土地月間」に関連して、次の各号に定める活動を実施する。

- 一 「土地月間」作品コンテスト（以下「コンテスト」という。）
- 二 各種講演会・セミナーの開催（以下「セミナー等」という。）
- 三 その他目的達成に必要な活動

2 土地関係団体とは、次の各号に定める団体とする。

- 一 公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
- 二 公益社団法人 全国国土調査協会
- 三 公益財団法人 不動産流通推進センター
- 四 一般社団法人 日本国土調査測量協会
- 五 一般社団法人 建設広報協会
- 六 一般社団法人 全国測量設計業協会連合会
- 七 一般財団法人 土地総合研究所
- 八 一般財団法人 都市農地活用支援センター
- 九 一般財団法人 日本不動産研究所
- 十 一般財団法人 土地情報センター
- 十一 一般財団法人 都市みらい推進機構
- 十二 一般財団法人 不動産適正取引推進機構

3 国土交通省は、法務省及び地方公共団体とも協力し、「土地月間」に関する周知活動を実施する。

(コンテストの作品募集)

第3条 コンテストの作品募集部門は、次の各号のとおり。

- 一 イラスト部門
- 二 エッセイ部門

2 国土交通省は、コンテストの募集に関して、毎コンテスト、法務省、地方公共団体及び土地関係団体に周知依頼を行う。

3 コンテストの募集テーマや作品規格、その他作品募集に必要な事項は、毎年、国土交通省が「募集要項」に定めるものとする。

(コンテストの受賞作品審査)

第4条 コンテストの受賞作品の審査については、国土交通省関係部局、法務省関係部局及び土地関係団体にて行う。

2 国土交通省は、コンテストの審査に関して、毎コンテスト、審査委員に委嘱、法務省及

び土地関係団体に協力依頼を行う。

3 審査の方法については、毎年、国土交通省が「審査要項」に定めるものとする。

(セミナー等の実施・報告)

第5条 土地関係団体は、セミナー等の実施に際し、必要に応じて国土交通省に名義使用の許可を得ることとする。

2 土地関係団体は、セミナー等を実施した場合、速やかに、国土交通省に対して、実績報告を行う。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、「土地月間」に関する必要な事項は、審査委員、法務省及び土地関係団体に意見照会の上、国土交通省で定めるものとする。